

新潟中央短期大学における公的研究費使用に関する行動規範

この行動規範は、新潟中央短期大学における公的研究費等の管理・運営規程に基づき本学教職員（以下「教職員」という。）における公的研究費の使用に際してその指針を明らかにするものである。

- 1 教職員は、公的研究費が研究機関の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 教職員は、公的研究費の取り扱いに関する研修等に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

附 則

この行動規範は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(教授会制定 平成27年5月21日)